

## 別記様式第1号

## 山形県警察の施策を示す規程等に関する公文書（概要）

所 管 課	人身安全少年課
施行年月日	令和2年4月21日
文 書 番 号	一般（人少、生企、刑企、捜一）第20号
公 文 書 名	人身安全関連事案に対処するための体制の確立について（通達）
概 要	<p>恋愛感情等のもつれに起因する暴力的事案、行方不明事案、児童・高齢者・障害者虐待事案等の人身の安全を早急に確保する必要の認められる事案（以下「人身安全関連事案」という。）については、認知した段階では、被害者等に危害が加えられる危険性やその切迫性を正確に把握することが困難である一方、事態が急展開して重大事件に発展するおそれが極めて高いことから、認知の段階から対処に至るまで、生活安全部門と刑事部門が連携し、警察本部が確実に関与して、事態に応じて被害者の安全確保のために最も効果的な手法を執ることが肝要であり、こうした観点から、人身安全関連事案に対処するための基本的な考え方について</p> <ul style="list-style-type: none"><li>○ 警察本部及び警察署における体制の確立</li><li>○ 事案認知時の対応</li><li>○ 被害者の保護</li><li>○ 行為者への措置</li><li>○ 事案認知時における危険性等の見極め</li></ul> <p>等を示したものである。</p>

